

## EU の刑事手続関連指令（仮訳）（1）

訳・北村 泰三\*

本指令の訳出にあたって

- I 弁護人の援助を受ける権利等に関する指令の意義
- II 弁護人の援助を受ける権利等に関する指令 2013/48EU（仮訳）

---

### 本指令の訳出にあたって

ここに資料として訳出した 2013 年 10 月 22 日の EU 指令（2013/48/EU）は、弁護人の援助を受ける権利等に関する EU の共通最低基準を定めたものである。本指令は、およそ次の四つの点から構成されている。第一は、被疑者、被告人（suspects and accused persons）が刑事手続において弁護人の援助を受ける権利を有することを確認し、これを保障している。第二は、身柄を拘束されている被疑者、被告人が第三者にその事実を知らせてもらう権利を定めている。第三は、ヨーロッパ逮捕状枠組決定にしたがって引渡の請求を受けた者（被請求人）にも弁護人の援助を受ける権利を定めていることである。第四に、自国以外の外国において身柄の拘束を受けた場合には、領事機関に連絡をしてもらう権利および領事との面会を確保してもらう権利も認められている。

EU 構成国は、2016 年 11 月までに本指令の内容を国内法に転換する義務を負っている。したがって、現在では本指令は、各国内においても効力を獲得した（ただし、アイルランド、イギリスおよびデンマークを除く）。

訳者は、すでに別稿において本指令の警察取調中の弁護人立会権に関する部分を取り上げてその意義を検討してきた（北村「警察取調べにおける弁護人立会権をめぐる人権条約の解釈・適用問題—ヨーロッパ諸国の動きを中心として」法学新報 120 巻 9-10 号、2014 年、161-235 頁）。しかし、本指令の全般的な内容および条文の逐一について詳しく言及することを目的としたものではなかったために、本指令の全体を知るには必ずしも十分ではない。

---

\* 中央大学法科大学院教授

ところで、わが国でも身柄拘束中の被疑者、被告人が弁護人の援助を受ける権利を十分に保障されるべきであるとの議論はかねて種々の議論がなされてきた。最近では2018年11月にルノー・日産グループのCEOであった、カルロス・ゴーン氏がわが国で逮捕されて以来、長期間の勾留と弁護人の援助を受ける権利等をはじめとする刑事手続上の権利の保障が十分なされているか否か等について問題提起がなされてきた。こうした刑事司法手続は、わが国特有の「人質司法」として批判がある一方で、刑事司法手続のありようは、各国が自国の法秩序をどのように維持していくかという国家の基本にかかる事柄であるから、諸外国の法制度とは異なるからといって、安易に批判することは慎むべきである、などという主張がなされた。このような議論の背景には、EUにおいては刑事手続上の諸権利の保障は、一国の枠を超えてEU域内の共通の基準化が進められていることと無縁ではない。また、わが国においても、自由権規約等の国際条約の締約国として、刑事手続上の諸権利についても同規約の趣旨等を踏まえて理解していくべきことは、既に述べてきた通りである。

以上のような事情を考慮し、本指令の前文を含めてテキストの全体の日本語の訳文を公表することは、EU法、ヨーロッパ法の研究だけでなく、刑事手続上の権利に関する権利の国際的な解釈の実際を理解する上で有意義であると考えたので、本資料としてまとめることとした。

## I 弁護人の援助を受ける権利等に関する指令の意義

本稿は、資料としての本指令の条文の全体を日本語に訳出して、弁護人の援助を受ける等に関する議論の基礎的資料を提供することを目的とする。そのため、58の paragraph からなる長文の前文も含めて訳出した。この前文は、本指令の起草過程における各種の議論を整理して、取りまとめたものであって、実質的には各条文解釈に関する論点をまとめて記したものである。したがって、前文も含めて指令の全体を翻訳することにより、本指令の採択にあたっていかなる点について、どのような議論があったかが分かり易くなる。また前文は、ヨーロッパ人権条約の解釈およびヨーロッパ人権裁判所の判例法がどのように指令に取り入れられているかも理解することを助けるであろう。

以下、本指令の意義および要点を箇条書きにして、まとめておく。

1. 本指令は、EU基本憲章およびヨーロッパ人権条約の解釈に関するヨーロッパ人権裁判所の判例法および国連の市民的および政治的権利に関する国際規約の規定等によって保障されている弁護人の援助を受ける権利に関する規定を踏まえて、EU各国に対して明文による法的文書として起草されたものである。

2. 本指令採択のきっかけは、2009年にリスボン条約が発効したことにある。すなわち、EUでは、アムステルダム条約によりシェンゲン協定をEU法化して以後、国境検査のない自由な域内移動が実現したことに伴い、国境を越える犯罪対策の強化が一段と必要となり、さらに21世紀を迎えてテロ対策の強化が課題となったことにより、ヨーロッパ逮捕状枠組決定等による、域内刑事司法協力体制を強化してきた。

3. 具体的には2009年のリスボン条約の発効に伴い、EU条約3条2項およびEU運営条約67条により、自由、安全および正義の領域を提供することを目的に掲げ、刑事司法分野における協力も、市場統合に関するEU法分野と同様の統一的な法秩序を目指すことになった。

4. リスボン条約の発効以後、EUは、基本権の尊重をも目的として掲げた（EU条約6条）。刑事司法分野における手続上の諸権利についても構成国の法律および規則の接近を目指した（運営条約82条1項、2項）。そのため、EUはストックホルム・プログラムを採択して、各構成国における刑事司法手続に関する最低基準を指令の形で標準化することを目標とした。本指令は、それらの一環として採択されたものである。

5. EUにおける刑事司法協力体制の推進の要としての刑事手続に関する各構成国間の相互信頼を促進、醸成するために指令の制定が試みられたものである。

6. 被疑者、被告人として身柄の拘束を受けていると否とにかかわらず、犯罪の嫌疑をかけられたときから、彼らは弁護人の援助を受ける権利を有する（2条）。国は、この権利を実効的な権利として確保する義務を負う。被疑者、被告人は警察の取調を受ける以前から弁護人の援助を受ける権利が保障される（3条）。弁護人の援助を受ける権利を基礎づけるのは、自己負罪拒否権が重要な要素となっている。

7. 弁護人の援助を受ける権利の内容としては、わが国の刑訴法にいう秘密の接見交通権が明記されており、接見の秘密性を保持することが求められている（4条）。

8. 本指令が着目される理由の一つは、警察、捜査機関による被疑者の取調に際して弁護人の立会を求め、かつ弁護人が取調に効果的に参加する権利が規定されている点である。その他にも、国内法の規定がある場合には、目撃者等による被疑者の面通しの際、法廷における対面審理の際、実況見分の際にも弁護人の立会を求める権利が定められている（3条3項c）。

9. 弁護人の援助を受ける権利は、身柄拘束後、不当な遅延なく確保されなければならない（3条2項c）。ただし、地理的な遠隔性などを理由に例外が認められる（3条6項）。

10. 本指令の下では、警察による取調の際に弁護人の立会を求める権利は、人の生命・自由等に対する重大な侵害を回避するために緊急な必要性が認められる場合および刑事手続に対する有害な結果を避けるためにやむを得ない場合には、一時的な停止が認められる（3条7項）。

11. 犯罪容疑により身柄が拘束されている被疑者、被告人は、親族または雇用主等の第三者に連絡してもらう権利が認められている（5条）。また、身柄が拘束されている間、第三者と連絡する権利が保障されている（6条）。

12. 被疑者、被告人が自国以外の構成国内で身柄が拘束された場合には、自国の領事機関に連絡してもらい、かつ領事と連絡する権利が認められている（7条）。

13. 本指令に定める権利の一時的な保障の停止は認められるが、比例性の原則により必要な範囲を超えず、時間的に厳格に限られ、犯罪の重大性に専ら基づくものであってはならず、かつ訴訟の公正性に予断を与えないことが条件とされている（8条）。

14. 上記の諸権利は、ヨーロッパ逮捕状枠組決定に従って身柄の拘束を受けている者（被請求人）に対しても保障される（10条）。

15. 本指令における「刑事訴訟手続」の意義については、「刑事施設内において生じた軽微な犯罪および上官によって処理される軍隊内部において行われた犯罪に関する手続は、この指令の適用上、刑事訴訟手続とは見なされない。」（前文13段）。

16. 本指令にいう弁護人（lawyer）とは、「国内法に従って被疑者、被告人に対する法的助言および援助を提供する資格と権限を有し、その旨公的機関によって承認されている者」である（前文15段）。

17. 本指令にいう弁護人の援助を受ける権利のうち特に警察取調の際に、弁護人の立会を求める権利は、ヨーロッパ人権裁判所による人権条約6条の判例解釈から展開、発展してきた。2008年のサルドゥズ対トルコ事件（Salduz v. Turkey）判決以後、人権裁判所は、弁護人の立会のない状況の下で獲得された自白の証拠能力を否定してきた。また、弁護人の立会を求める権利は、実効的なものでなければならないと理解されてきた。

18. しかし、本指令では、例外的な事情の下では、弁護人の立会権の保障に一定の例外が認められている。人権裁判所は、イブラヒム他対イギリス事件（Ibrahim and Others v. United Kingdom, 2016年9月13日、大法廷判決）において、爆弾テロ事件の容疑者の取調に際して、安全の確保という緊急性を理由として、弁護人の立会がない状況の下で獲得された自白の証拠能力を認める判断を示した。これは、手続の全般の公平性が害されていない限り、人の生命や安全の確保という公共の利益を理由として弁護人立会権の制限は厳密に必要とされる限りで可能としたものである。この判断は、本指令第8条の判断基準に依拠したものと考えられる。

19. このように、本指令が、EU法の枠組を超えてヨーロッパ人権条約の解釈に影響を与えていることが着目される（この点に関する議論は以下を参照。北村「ヨーロッパ人権裁判所の判例にみる公正な裁判と弁護人立会権—イブラヒム他対イギリス事件判決を中心に」平覚、梅田徹、濱田太郎（編集代表）『国際法のフロンティア—宮崎繁樹先生追悼論文集』日本評論社、2019年。）

## II 弁護人の援助を受ける権利等に関する指令 2013/48EU（仮訳）

---

刑事手続およびヨーロッパ逮捕状手続における弁護人の援助を受ける権利および身柄拘束に際して第三者に通知してもらい、かつ身柄拘束を受けている間に第三者および領事機関と連絡する権利に関する2013年10月22日のヨーロッパ議会および理事会の指令 2013/48/EU

Directive 2013/48/EU of the European Parliament and of the Council of October 2013 on the right of access to a lawyer in criminal proceedings, and on the right to have a third party informed upon deprivation of liberty and to communicate, while deprived of liberty, with third persons and with consular authorities

---

### 前 文

ヨーロッパ連合の議会および理事会は、  
 ヨーロッパ連合運営条約の特に第82条2項(b)号を考慮して、  
 かつ構成国の議会に対して立法の草案を伝達した後、  
 ヨーロッパ経済社会委員会の意見を考慮して、  
 地域委員会との協議を終えたので、

通常立法手続にしたがって、  
以下の通り定めることとした。

1. 「ヨーロッパ連合基本権憲章」(以下、基本権憲章) 47 条, 「人権および基本的自由の保護に関するヨーロッパ条約」(以下、人権条約) 6 条および「市民的および政治的権利に関する国際規約」(自由権規約) 14 条は、公正な裁判を受ける権利を掲げている。基本権憲章 48 条 2 項は、弁護を受ける権利の尊重を保障している。
2. 連合は、自由、安全および正義の領域の維持と発展を目的として定めている。1999 年 10 月 15、16 日にタンペレで開催された EU 首脳理事会の議長声明によれば、とくにその 33 項において、判決およびその他の司法的機関の決定の相互承認の原則は、個人の権利の相互承認と司法的保護の意義を高めるので、連合内部の民事、刑事の司法協力の要となるべきであると述べていた。
3. 「ヨーロッパ連合運営条約」(運営条約) 82 条 1 項によれば、連合内の刑事における司法協力は、判決と司法的決定の相互承認の原則に基づくものとされている。
4. 刑事における決定の相互承認の原則の実施は、構成国相互間での刑事司法制度への信頼を前提としている。相互承認の範囲は、多くの指標に基づいており、それには被疑者、被告人の諸権利の保護のための制度と相互承認原則の適用を促進するために必要な共通の最低基準が含まれている。
5. 構成国は、人権条約および自由権規約の当事国であるけれども、それだけでは、必ずしも他の構成国の刑事司法制度への十分な信頼性を提供していないことを経験が示している。
6. 刑事における決定の相互承認は、司法当局における信頼の精神においてのみ効率的に運用できるだけでなく、刑事手続におけるすべての当事者が他の構成国の司法当局の決定を自国の決定と同等のものとみなすことであり、他の構成国の規則の適切性についての信頼だけでなく、それらの規則が正しく適用されていることへの信頼をも含意している。相互信頼の強化は、基本権憲章、人権条約および自由権規約から派生する手続上の権利と保障の保護に関する詳細な規則を必要とする。また、本指令および他の措置によって、基本権憲章および人権条約に定められた最低基準の連合内における一層の発展が求められている。
7. EU 運営条約 82 条 2 項は、判決と司法的決定の相互承認ならびに警察および国境を越える性質の刑事問題における司法協力を促進するために、構成国内で適用される最低基準規則の設定を定めている。本条は、最低規則の対象領域の 1 つとしての「刑事手続における個人の権利」に関連している。
8. 共通の最低規則によって、すべての構成国の刑事司法制度への信頼が増大するであろうし、このことは翻って、相互信頼の雰囲気におけるより効率的な司法協力を結びつき、また連合における基本権文化の促進に繋がるであろう。そうした共通の最低基準規則は、構成国の領域を通じて市民の自由な移動に関する障がい除去することになる。そうした共通最低基準規則は、刑



事手続における弁護人依頼権、身柄拘束に関して第三者が通知を受ける権利、自由が奪われている間において第三者および領事当局と連絡する権利に関して設定すべきである。

9. 2009年11月30日、理事会は、刑事手続における被疑者または被告人の手続き上の権利の促進を強化するためのロードマップに関する決議を採択した<sup>1)</sup>。段階ごとのアプローチをとりながら、本ロードマップは、翻訳および通訳に対する権利（措置A）、権利に関する情報に対する権利および告発理由を知る権利（措置B）、法的助言および法律扶助に対する権利（措置C）、親族、雇用主および領事当局と連絡する権利（措置D）、弱者である被疑者、被告人のための特別の保護（措置E）に関する措置の採択を求めている。ロードマップは、以上の権利の順番は、例示的であるにすぎず、優先順に従って変更することができることを意味していることを強調している。ロードマップは、全体として効果を生じるように期待されているので、すべての内容が実施された場合にのみ、その恩恵が十分に感知される。

10. 2009年12月11日にヨーロッパ理事会（European Council）は、ロードマップを歓迎して、ストックホルム・プログラム（市民のために奉仕しかつ市民を保護するために開かれた安全なヨーロッパ）の一部に取り入れた<sup>2)</sup>。ヨーロッパ理事会は、本ロードマップの非網羅的な性質を強調することにより、EU委員会に対して被疑者、被告人の手続上の権利の諸要素をさらに検討するように、（例えば、無罪の推定のように）

この地域におけるよりよい協力を促進するためには他の問題をも対象にする必要があるかどうかについて精査するよう招請した。

11. これまでに2つの措置がロードマップに従って採択されている。すなわち、刑事手続における通訳・翻訳に対する権利に関するヨーロッパ議会および理事会の2010年10月20日の指令2010/64/EU<sup>3)</sup>と刑事手続における情報に対する権利に関する2012年5月22日のヨーロッパ議会および理事会の指令2012/13/EUである<sup>4)</sup>。

12. 本指令は、刑事手続および構成国間におけるヨーロッパ逮捕状および引渡手続に関する2002年6月13日の理事会枠組決定2002/584/JHAに基づくヨーロッパ逮捕状の執行手続における弁護人の援助を受ける権利および身柄拘束にあたって第三者に対して連絡してもらう権利および自由がはく奪されている間に領事機関と連絡する権利に関する最低規則を定めている<sup>5)</sup>。その際、本指令は、弁護人の援助を受ける権利に関する標準を設定する判例法を継続的に設定してきたヨーロッパ人権裁判所によって解釈された人権条約3条、5条、6条および8条に依拠することによって、特に基本権憲章の4条、6条、7条および48条について、同憲章の適用を促進するものである。これらの判例法によれば、とくに手続上の公正からみて被疑者、被告人は法的援助に特に関係する一連のサービスを得られるように求められている。その点については、被疑者、被告人の弁護人は、防禦の基本的な側面を制約なしに確保することができるようでないなければならない。

13. 構成国が人権条約に基づき公正な裁判を

受ける権利を確保する義務を妨げることなく、拘禁施設内で生じた軽微な違反に関する手続および上官によって対処される軍隊内部で行われた違反行為に関する手続は、本指令の目的上、刑事手続とはみなされない。

14. 本指令は、EU 指令 2012/13 の規定一被疑者、被告人は、弁護人の援助を受ける権利に関する情報を速やかに提供され、逮捕されまたは抑留されている被疑者、被告人は、弁護人の援助を受ける権利に関する情報を含む「権利状」(Letter of Rights) を速やかに提供されなければならないと定める一を考慮して実施されなければならない。
15. 本指令における「弁護人」(lawyer) とは、国内法に従って、被疑者、被告人に対する法的援助を提供する資格および権限(権限ある機関による認可を受けていることを含めて)を認められている者をいう。
16. 若干の構成国においては、刑事における管轄権を有する裁判所以外の機関が比較的に軽微な犯罪に関しては身柄拘束以外の罰則を科す権限を有している。それは、例えば、程度の重い交通違反でかつ交通規則に従って確定されるような場合がある。それらの場合には、権限ある当局が本指令に基づくすべての権利を保障すべきことを求めるのは合理的ではない。構成国の法がそれらの機関による軽度の犯罪に関する罰則の決定を定めており、また上訴の権利があるかまたはそうでない場合には、刑事に関する管轄権を有する裁判所に付託される可能性がある場合には、本指令は、上訴または(刑事裁判所への)付託の後、当該裁判所の前の手続に対してのみ適用する。
17. 若干の構成国においては、ある種の軽微

な犯罪、とくに軽度の交通違反、自治体の規則に関する軽微な犯罪および公序に関する軽微な犯罪でも、犯罪とみなされる。それらの場合、権限ある機関は、本指令に基づくすべての権利を保障するよう求めることは不合理である。構成国の法が罰則として身柄拘束の言い渡しを定めていない軽微な犯罪について定めている場合には、本指令は、刑事裁判管轄権を有する裁判所の手続にのみ適用するべきである。

18. 若干の軽微な犯罪についての本指令の適用範囲は、弁護人による法的援助の提供を含めて公正な裁判に対する権利を確保するための人権条約上の構成国の義務に影響を与えない。
19. 構成国は、被疑者、被告人が本指令に従って不当な遅滞なく弁護人の援助を受ける権利を有することを確保しなければならない。いずれの場合にも、被疑者、被告人は、自らその権利を放棄しない限り、法廷における刑事手続期間中は弁護人の援助を受ける権利を認められるべきである。
20. 本指令の適用上、取調とは、武器の所持またはその他の同様の安全性を確認するために警察または他の法執行機関が当該人物の身柄を特定するために行うかまたは捜査を開始すべきかどうかを決定するために行う予備的取調を含まない。例えば、道路脇での身元照会、または被疑者または被告人の身元が知られていない場合に行う通常の無作為の職務質問の場合である。
21. 証人などの被疑者、被告人以外の者が(後に)被疑者または被告人になる場合には、その者は、ヨーロッパ人権裁判所の判例法によって確認されているように、自己負罪



拒否権および黙秘権を保護されるべきである。したがって、本指令は、それらの者が刑事手続との関係で警察または他の法執行機関による取調を受けている間に被疑者、被告人になる場合のように実際の状況について明確に言及している。そうした取調の過程において、被疑者、被告人以外の者が被疑者、被告人になる場合には、取調は直ちに中断されなければならない。しかし、当事者が自ら被疑者、被告人となることを知ったならば、かつ本指令に定められた権利を十分に行使することができるならば、取調を継続することができる。

22. 被疑者、被告人は代理人である弁護士と秘密に接見する権利を有する。構成国は、特に事案の複雑性と手続の段階などの手続状況を考慮して、接見の期間および頻度に関する実際的な便宜を図る。構成国は、接見を行う場所において、特に弁護士と被疑者、被告人の安全を確保するための実際上の便宜を講ずる。それらの便宜は、被疑者、被告人が弁護士と接見するための権利の実際的な行使またはその権利の趣旨を妨げてはならない。

23. 被疑者、被告人は、代理人である弁護士と連絡する権利を有する。かかる連絡は、弁護士との接見の権利を行使する以前を含めて、いかなる段階においても実行することができる。構成国は、かかる連絡の継続時間、頻度および方法について実際的な便宜を図る。その中には、ビデオ会議の使用、その他の連絡を可能とするための通信技術に関する実際的な取極を行うことができる。かかる実際上の取極は、被疑者、被告人が弁護士と連絡する権利の効果的な行使また

はその趣旨を妨げてはならない。

24. 若干の軽微な犯罪については、本指令は、構成国が電話による弁護人の援助を受けるための被疑者、被告人の権利を提供することを妨げない。しかし、このような形で本権利を制限することは、被疑者、被告人が警察またはその他の法執行機関によって取調を受ける予定がない場合に限定される。

25. 構成国は、被疑者、被告人が警察またはその他の法執行機関もしくは裁判所による法廷審理の場合も含めて司法機関によって尋問される場合には、自己の弁護人が取調に立会いかつ効果的に参加してもらう権利を確保する。そうした立会は、警察または他の法執行機関による被疑者、被告人の取調の間に、法廷の審理期間中も含めて弁護人の立会を規制することができる国内法に基づく手続に従って行われる。ただし、それらの手続は、当該権利の実際的な行使および関係する権利の趣旨を妨げてはならないものとする。警察またはその他の法執行機関による被疑者、被告人の取調の間、または法廷における審理の際には、弁護人は、特にかかる手続に従って、質問を行い、説明を求めかつ意見を述べることができる。それらは国内法に従って記録される。

26. 被疑者、被告人は、国内法の定めに従ってかつ被疑者、被告人にその旨要請を受けかつ出席が認められる場合には、弁護士に取調または現場検証に立ち会ってもらう権利を有する。これらの行為には、少なくとも面通し（特定されるために他の人の中に被疑者、被告人を交えて、容疑者を特定する場面）、被疑者、被告人が証人または被害者とともに、重要な事実または係争点につ

いての不一致がある場合には、証人との対決を求めること、犯罪が行われた方法および状況をよりよく理解するためにかつ被疑者、被告人に対して特定の質問を行うために、被疑者、被告人の立会の下に犯罪現場を再現する場合が含まれる。構成国は、捜査または証拠収集期間中に弁護人の立会に関する実際的な調整を行うことができる。かかる実際的な調整は、関係する権利の実効的な行使およびその趣旨を妨げてはならない。弁護人が捜査または証拠調べに立会う場合には、関係構成国の国内法に従って、記録にとどめる。

27. 構成国は、例えばウェブサイトまたは警察署で手に入る小冊子により、被疑者、被告人が弁護人を選任しやすくするために利用できる一般的な情報を入手できるように努める。しかし、構成国は、身柄が拘束されていない被疑者、被告人が弁護人による援助を自ら手配していない場合には、被疑者、被告人が弁護人による援助を確保するための積極的な措置をとる必要はない。かかる被疑者、被告人は、弁護人と自由に連絡、相談しかつ援助を求めることができる。
28. 被疑者、被告人の身柄が拘束されている場合には、構成国は、これらの者が弁護人の援助を受ける権利を実効的に行使する立場にあることを確保するために必要な措置をとるものとする。それらには、該当者が、その権利を放棄していない限り弁護人を有していない場合には、弁護人の援助を受けるための措置を含む。かかる措置とは、とくに権限ある当局が被疑者、被告人が選任することのできる弁護人名簿を基礎として弁護人の援助を用意することを意味してい

る。かかる措置は、適当であれば法的援助に関する措置も含ませることができる。

29. 被疑者、被告人が身柄を拘束される際の条件は、人権条約、基本権憲章および EU 司法裁判所および人権裁判所の判例法において確立されている基準を十分に尊重すべきである。本指令に基づく支援の提供が、身柄を拘束されている被疑者、被告人に対して提供される場合には、当該弁護人は、身柄を拘束されている依頼人の状態に関して権限ある当局に問題を提起することが可能でなければならない。
30. 被疑者、被告人が、海外領土に居住している場合かまたは構成国が国外において軍事作戦を実施またはこれに参加している場合などの地理的遠隔な地にある場合には、構成国は、被疑者、被告人の身柄が拘束された後、遅滞なく弁護人の援助を受ける権利の保障を一時的に停止することができる。一時的な権利停止の期間中は、権限ある当局は、取調または捜査もしくは証拠収集行為をしてはならない。地理的遠隔地に被疑者、被告人が居ることにより、弁護人の援助を受ける権利が迅速に確保できない場合には、構成国は、不可能でないかぎり電話またはビデオ会議による連絡方法を用意すべきである。
31. 構成国は、緊急な場合において、人の生命、自由または身体の高潔性に対する重大な結果を回避するために必要な場合には、裁判前においては弁護人の援助を受ける権利の保障を一時的に停止することが認められる。この理由に基づく一時的保障停止の間は、権限ある当局は、弁護人の立会がなくとも被疑者、被告人を取り調べることが

できる。ただし、これらの者は、黙秘権を告げられ、かつ行使することができること、およびかかる取調は自己負罪拒否権を含む防禦権を妨げるものではないことを条件とする。取調は、生命、自由または人の身体の高潔性に対する重大な結果を回避するために不可欠な情報を獲得するためおよびその範囲において行うことができる。この権利の一時停止の濫用は、基本的に防禦権を快復できないほどに妨げるものである。

32. 構成国は、特に重要な証拠の隠滅または改竄を防止しまたは証人への妨害を防ぐために、かつ刑事手続上の重大な危険を防止するために、捜査当局による緊急措置が必要である場合には、公訴提起前の段階では弁護人の援助を受ける権利の保障を一時的に停止することができる。この理由により一時的に保障停止されている期間中、権限ある当局は、弁護人の立会がなくても被疑者、被告人を取り調べることができる。ただし、それらの者が自己負罪拒否権を含む防禦権を妨げられないことを条件とする。取調は、専ら刑事手続を実質的に危うくするのを防止するため、また必要な情報を獲得するためにまたはその限度においてのみ行うことができる。

33. 被疑者、被告人と弁護人との間の連絡の秘密は、防禦権の実効的な行使を確保するための鍵であり、公正な裁判に対する権利の不可欠な一部である。したがって、構成国は、弁護人と被疑者、被告人との間の接見およびその他の通信の秘密を、本指令に定める弁護人の援助を受ける権利の行使において、停止することなく尊重しなければならない。本指令は、弁護人が被疑者、被

告人とともに犯罪にかかわっているとの疑いを生じさせる客観的かつ実際の事情が存在する場合において適用する手続を妨げるものではない。弁護人の側のいかなる犯罪行為も、本指令の枠内において被疑者、被告人に対する合法的な援助として見なされることはない。秘密の尊重の義務の意味は、構成国がかかる連絡を妨害または評定することを控えるだけでなく、被疑者、被告人が身柄を拘束されているかまたはその他の方法により国家の管理の下に置かれていると認識している場合には、構成国は、連絡のための措置が秘密を守りかつ保護するものであることを確保する。このことは、不法な内容物が被抑留者に送付されるのを防ぐための検査装置を拘禁施設内に設置することを妨げない。ただし、その場合、被疑者、被告人と弁護人との間の通信内容が権限ある機関によって検閲されないことを条件とする。本指令は、発信人が、通信が権限ある機関に先ずは提出されることに反対している場合に、通信が権限ある裁判所に先ず提出されることを拒否したならば、通信の伝達を拒否することができるとする国内法上の手続を妨げるものではない。

34. 本指令は権限ある機関による合法的な監視業務に付随して生じた秘密の侵害を妨げるものではない。本指令は、例えば、国家の安全を保護するために国の情報機関によりEU条約4条2項に従って行われる任務またはEU運営条約72条の範囲に該当する任務を妨げるものではない。同条によれば、自由、安全および正義の領域に関する第V編は法と秩序の保全および治安維持について構成国が負う責任の行使を妨げてはなら

ないとされる。

35. 身柄を拘束されている被疑者、被告人は、親族または雇用主のような、彼らが指名する少なくとも一人の者に対して遅滞なく、身柄拘束を知らせてもらう権利を有する。ただし、これは該当人に対する刑事手続または他のいずれかの刑事手続が適切に行われることを妨げない。構成国は、この権利の適用に関して実際的な措置をとることができる。それらの実際の措置は、この権利の効果的な行使とその趣旨を妨げてはならない。しかし、限られた例外的な場合には、事案の特別の事情に照らして、本指令に特定された説得的な理由により、正当化される場合には、この権利を一時的に停止することができる。権限ある機関が、特定の第三者について上記の一時的な停止を考慮する場合には、被疑者、被告人が指名する他の第三者に身柄拘束を知らせることができるかどうかを先ず考慮する。

36. 被疑者、被告人は、身柄を拘束されている間、自らが指名する親族関係者等の少なくとも1人の第三者と不当な遅滞なく、連絡する権利を有する。構成国は、やむを得ない必要性または均衡のとれた実際上の必要性の観点から、この権利の行使を制限しまたは遅らせることができる。そのような必要性は、とくに生命、自由または人の身体の高潔性に対する重大な逆の結果を避ける必要がある場合、刑事手続に対する予断を防止するため、犯罪を防止するため、裁判所の審理を待つため、犯罪被害者を保護するためなどである。権限ある当局が特定の第三者に関して連絡する権利の行使を制限または遅延させる場合には、当局は、被

疑者、被告人が指名した他の第三者と連絡することができるかどうかを先ず考慮する。構成国は、拘禁施設における善良な秩序、安全および治安の保持の必要性を考慮して、第三者との連絡の時期、手段、期間および頻度に関する実務的な取極を行う。

37. 自由が奪われている被疑者、被告人が領事の援助を求める権利は、領事関係に関するウィーン条約第36条に定められており、自国民との連絡をとる国家に与えられた権利である。本指令は、自由を奪われている被疑者、被告人に対して、希望に従ってこれに相応する権利を付与している。外交当局は、領事当局として行為している場合には、領事条約上の保護を行使することができる。

38. 構成国は、本指令の下で認められる権利の一時的な保障停止のための理由および判断基準を国内法に明確に定める。また、それらは一時的な保障停止措置の限定的な行使にとどめることとする。それらの一時的な保障停止は、比例原則に従い、時間的に厳格に限られ、犯罪の種類または重大性にもつばら基づくものであってはならず、手続全体の公正さを妨げてはならない。構成国は、本指令に基づく権利の一時的な保障停止措置が裁判官または裁判所ではない司法当局によって承認される場合には、一時的な保障停止措置を承認した決定は、少なくとも公判期間中に裁判所により評価を受けることを確保する。

39. 被疑者、被告人は、関係する権利の内容および権利の放棄の結果について情報が与えられている場合には、本指令に基づいて認められる権利を放棄することができる。



これらの情報を与える場合には、当該被疑者、被告人の年齢および精神的、身体的な条件を含む特別の条件が考慮されるものとする。

40. 権利の放棄とその際の事情は、関係構成国の法に従って、記録にとどめることとする。これは、構成国に対して新たな措置または追加的な行政的負担を導入する義務を付加するものではない。

41. 被疑者、被告人が本指令に従って権利の放棄を取り消した場合には、権利が放棄されていた期間中に行われた取調またはその他の措置を再度実施する必要はない。

42. ヨーロッパ逮捕状により身柄を拘束された者（以下、「被請求人（requested persons）」）は、枠組決定 2002/584/JHA に基づいて権利を効果的に行使することができるように逮捕状執行国において弁護人の援助を受ける権利を有する。執行国の司法当局による被請求人に対する聴聞に弁護人が参加する場合、その弁護人は、とくに国内法に定める手続に従って、質問し、説明を求めかつ意見を述べるができる。弁護人がこれらの聴聞に参加した事実は、関係構成国の法に従って記録にとどめるものとする。

43. 被請求人は、執行国において自らの代理人となる弁護人と秘密に接見する権利を有する。構成国は、当該事案の特別の事情を考慮して、かかる接見の時間および回数に関する実際の取極を行う。構成国は、弁護人と被請求人との間の接見を行う場所における安全性を確保するための実際上の取極を講ずることができる。かかる実際的な取極には、弁護人と会うための被請求人の権

利の実効的な行使およびその趣旨を妨げてはならない。

44. 被請求人は、執行国において自らを代理する弁護人と連絡する権利を有する。その連絡は、弁護人との接見の権利を行使する以前も含めて、いかなる段階においても行うことができる。構成国は、被請求人とその弁護人との間の連絡の期間、回数、方法に関して実際的な取極を行う。それには、ビデオ会議または連絡が実際に取れるような他の情報技術の使用も含むものとする。それらの実際的な取極は、被請求人が弁護人との間で連絡する権利の実効的な行使およびその趣旨を妨げてはならない。

45. 逮捕状執行国は、被請求人が自国において弁護人の援助を受ける権利を実効的に行使できる立場にあることを確保する。それには、被請求人に弁護人がいない場合には、弁護人の援助を調整することを含むが、被請求人がその権利を放棄した場合にはその限りではない。国内法は、適用可能な場合には、法律扶助に関する措置も含めて上記の措置を定めるものとする。それらには、とくに権限ある当局が被請求人が選任することのできる弁護士の名簿に基づき弁護人の援助を用意することを含む。

46. 被請求人が逮捕状発給国において弁護人を選任することを希望しているとの通知を受けた後には、発給国の権限ある当局は、不当な遅延なく自国における弁護人の選任を促進するための情報を被請求人に提供する。かかる情報は、例えば、ヨーロッパ逮捕状に関する事件の情報を提供し、相談に応じることのできる発給国の弁護士の名簿または当番弁護士の名簿を含ませることが



できる。構成国は、適切な弁護士会がその名簿を用意するよう求めることができる。

47. 引渡手続は、構成国間の刑事における協力上重大である。枠組決定 2002/584/JHA に含まれる（引渡手続の）時間的制限の遵守は、そうした協力にとって不可欠である。したがって、被請求人は、ヨーロッパ逮捕状の手続において本指令に基づく権利を完全に行使することができなければならないが、時間制限は尊重されなければならない。

48. 法律扶助に関する連合の立法を待つ間、構成国は、基本権憲章、人権条約および人権裁判所の判例法と一致している法律扶助に関する国内法を適用するものとする。

49. 連合法の実効性の原則に従って、構成国は、本指令によって個人に付与された権利の保護のための十分かつ実効的な救済手段を整備する。

50. 構成国は、弁護人の援助を受ける権利に違反して獲得されたかまたは本指令に従って権利の一時停止が承認されていた間に獲得された被疑者、被告人の行った供述内容もしくは証拠の評価を行う際には、弁護の権利および公正な刑事手続が尊重されるよう確保する。この点で、弁護の権利は原則として、弁護人の援助がないまま行われた警察取調において獲得された自白が有罪の証拠として用いられた場合には、弁護を受ける権利は取り返しの付かないほどに毀損されると述べた人権裁判所の判例法を考慮すべきである。これには、国内法で認められる他の目的のために供述を用いることを妨げるものではない。それらには、他の犯罪の実行または人に対する重大な加害効果を回避するため、または弁護人の援助も

しくは捜査の遅延が重大犯罪に関する遂行中の捜査を取り返しの付かないほどに害するのを避けるために行われる緊急捜査の必要性が挙げられる。さらに、これらは証拠能力に関する国内法の規則または制度を害するものではなく、またこれらの証拠の能力についての個別のまたは事前の評価が行われていなくても、裁判所または裁判官の前ですべての既存の証拠に基づき決定できるとする制度を構成国が維持することを妨げない。

51. 潜在的に脆弱な被疑者、被告人に対する配慮の義務は、公正な裁判の運用の基礎となる。したがって検察、警察および裁判所の各当局は、本指令に定められた権利をそれらの者が効果的に行使できるように図ることとする。例えば、弁護人の援助を受ける権利および身柄拘束に際して第三者に知らせてもらう権利の行使のための能力に影響を与えるような潜在的な脆弱性について考慮すること、およびこれらの権利の保障を確保するために適切な措置をとることである。

52. 本指令は、拷問および非人道的な品位を傷つける取扱の禁止、自由および安全に対する権利、私的および家庭生活の尊重、身体の高潔性に対する権利、児童の権利、障がいを持つ人の統合、実効的救済に対する権利と公正な裁判を受ける権利、防禦の権利を含む、基本権憲章によって認められた基本的権利および原則を支持する。本指令は、これらの権利および原則に従って実施される。

53. 構成国は、本指令の条項は、人権条約によって保障される権利に対応している限り、

人権条約上の権利およびヨーロッパ人権裁判所の判例法上の発展と調和的に実施するよう確保する。

54. 本指令は、最小限の規則である。構成国は、より高次の保護を提供するために本指令に定める権利を拡張することができる。より高次の保護は、これらの最小限の規則が促進しようとする司法的決定の相互承認に対する障がいとはならない。保護の水準は、基本権憲章またはヨーロッパ人権裁判所の判例法によって解釈されている人権条約の基準を下回ることはない。
55. 本指令は、児童の権利を促進し、かつ児童の立場を尊重した司法（child friendly justice）に関するヨーロッパ評議会のガイドライン、とくに児童への情報および助言に関する規定を考慮する。本指令は被疑者、被告人は、児童の場合を含めて、本指令上の権利を放棄した結果を理解できるように十分な情報を与えられ、またかかる権利放棄は自発的かつ明確になされるよう確保する。児童が被疑者、被告人である場合には、児童の身体の自由が拘束された後には直ちに親権者は、通知を受け、その理由を知らされる。親権者に対するかかる情報の提供が児童の最善の利益に反する場合には、親族関係者などの他の適切な成人が代わって通知を受ける。構成国は、被疑者、被告人が児童である場合に、特に例外的な場合を除き、身柄の拘束に関して第三者に通知される権利を行使することを制限、妨害してはならない。しかし、身柄拘束の延長が認められる場合には、児童を暗室拘禁に置いてはならず、かつ児童の人権または福祉に関連する機関または個人との連絡が認めら

れる。

56. 2011年9月28日の説明文書に関する構成国と委員会の合同政治宣言に従って、構成国は、正当な場合には、指令の構成部分とこれに相当する国内実施規定の関連部分との関係を説明する文書によって国内法への転換措置を通知する義務を負う。本指令については、立法府は、かかる文書の送達が可能であると認める。
57. 本指令の目的、すなわち刑事手続およびヨーロッパ逮捕状の執行手続における弁護人の援助を受ける権利および身柄拘束について第三者に通知してもらう権利ならびに自由がはく奪されている間に第三者および領事機関と連絡する権利についての共通の最低基準を定めることは、構成国によっては十分に達成することはできず、それらの措置が広範に亘るので、EUのレベルでよりよく達成することができるので、連合は、EU条約5条に定めるように補完性の原則に従った措置をとることができる。同条に定める比例性の原則に従って、本指令は、これらの目的を達成するために必要なことながらを越えてはならない。
58. ヨーロッパ連合条約およびヨーロッパ連合運営条約に添付されたイギリスおよびアイルランドの地位に関する議定書21の1条および2条に従っておよび同議定書の4条にかかわらず、これら2国は本議定書の採択に参加せず、かつそれに拘束されまた服することはない。
59. ヨーロッパ連合条約およびヨーロッパ連合運営条約に添付されたデンマークの地位に関する議定書22号の1条および2条に従って、デンマークは本指令の採択に参加せ

ず、本指令により拘束されず、またはその適用に服することがない。

### 第1条 主題

本指令は、刑事訴訟手続における被疑者、被告人および枠組決定 2002/584/JHA（ヨーロッパ逮捕状の手続）に従った手続の適用を受ける者の弁護人の援助を受ける権利および身柄拘束について第三者に通知してもらう権利に関する最小限の規則を定める。

### 第2条 適用範囲

1. 本指令は、被疑者、被告人が構成国の権限ある当局により、公式に通知またはその他の方法により、身柄の拘束があるか否かにかかわらず、犯罪による容疑を問われまたは被疑者となることを知らされたときから、刑事手続に適用される。また、手続の終了、すなわち被疑者、被告人が犯罪を行ったかどうかの問題の最終決定（場合によっては、判決の言い渡しおよび上級審の決定を含めて）まで適用される。
2. 本指令は、第10条に従って、ヨーロッパ逮捕状の執行国において逮捕されるときから、逮捕状の手続に服する者（被請求人）に対して適用される。
3. 本指令は、被疑者、被告人以外の者で、警察または他の法執行機関による取調の過程において被疑者、被告人となる者に対しても、1項に定めるのと同じ条件の下で適用される。
4. 公正な裁判に対する権利を妨げることなく、軽微な犯罪については、
  - (a) 構成国の法が刑事手続における裁判管

轄権を有する裁判所以外の機関による罰則を定めている場合、およびこれらの罰則について上訴が可能であるかまたは上訴審に付託することができる場合、または

- (b) 身柄拘束が、罰則として科すことができない場合には、

本指令は、刑事における裁判管轄権を有する裁判所における審理にのみ適用される。

しかし、本指令は、刑事手続の段階にかかわらず、被疑者または被告人が身柄を拘束される場合に完全に適用される。

### 第3条 刑事手続における弁護人の援助を受ける権利

1. 構成国は、被疑者、被告人が自らの防禦権を実際のかつ効果的に行使することができるような時間と方法において、弁護人の援助を受ける権利を確保する。
2. 被疑者、被告人は、不当な遅滞なく弁護人の援助を受ける権利を有する。いかなる場合でも、被疑者、被告人は、以下の時点のうち、いずれか早い時期から弁護人の援助を受ける権利を有する。
  - (a) 警察または他の法執行もしくは司法機関における取調の以前から、
  - (b) 本条3項(c)に従って、捜査機関または捜査権限を有するその他の機関が行う捜査または証拠収集行為の実施に際して、
  - (c) 身柄拘束から不当に遅延しない時期、
  - (d) 被疑者、被告人が、刑事に関する管轄権を有する裁判所に出廷を求められている場合には、裁判所に出廷する前の然るべき時期。
3. 弁護人の援助を受ける権利は、以下の内

容を含むものとする。

(a) 構成国は、被疑者、被告人が、警察またはその他の法執行もしくは司法機関による取調の以前においても、自己を代理する弁護人と秘密に接見し、連絡する権利を有することを確保する。

(b) 構成国は、被疑者、被告人が取調を受けるときには、自己の弁護人に立会を求め、効果的に参加してもらう権利を有することを確保する。弁護人の参加は、国内法の手続に従うものとする。ただし、これらの手続は、この権利の実効的な行使およびその趣旨を侵害しないことを条件とする。弁護人が取調に立会が行われた事実は、関係構成国の国内法に従って記録にとどめる。

(c) 構成国は、以下の行為が国内法に定められていて、かつ、被疑者、被告人が弁護人に対して当該行為に立会うよう要請するかまたはこれが認められる場合には、最小限、以下の捜査または証拠収集行為に弁護人の立会を求める権利を有することを確保する。

i) 容疑者を特定するための面通し (identification parade)

ii) (法廷における) 対面審理

iii) 実況見分

4. 構成国は、被疑者、被告人が弁護人を選任する際に役に立つ一般的な情報を利用できるように努める。弁護人の義務的な立会に関する国内法の規定を妨げることなく、構成国は、身柄が拘束されている被疑者、被告人が第9条に従ってこの権利を放棄しない限り、これらの者が弁護人の援助を受ける権利を実効的に行使することができる

ことを確保するために必要な措置をとる。

5. 公判前の例外的な事情においては、構成国は、被疑者、被告人が地理的遠隔地にあることによって、身柄拘束の後、不当な遅延なく弁護人の援助を受ける権利を保障することができない場合には、2項(c)号の適用を一時的に停止することができる。

6. 公判前の例外的な場合に限り、構成国は、事案の特別の事情に照らして、以下のやむを得ない理由のひとつかまたはそれ以上の理由によって正当化される場合には、その限りにおいて、3項に定める権利の適用を一時的に停止することができる。

(a) 人の生命、自由または身体の高潔性に対する重大かつ有害な結果を回避するために緊急な必要性がある場合、

(b) 刑事手続を実質的に害するのを防止するためにやむを得ない場合に、捜査機関が緊急行動をとるため。

#### 第4条 連絡の秘密

構成国は、本指令に基づいて定められた弁護人の援助を受ける権利の行使において、被疑者、被告人とその弁護人との間の連絡の秘密を尊重しなければならない。

#### 第5条 身体の拘束等を第三者に通知してもらう権利

1. 構成国は、自己の身柄を拘束された被疑者、被告人が、希望した場合には、不当な遅滞なく、自ら指名した親族または雇用主などの、少なくとも一人の者に対して身柄拘束を通知してもらう権利を有するよう確保する。

2. 被疑者、被告人が児童である場合には、

構成国は、児童の親権者が身柄拘束およびその理由をできる限り速やかに通知するよう確保する。ただし、児童の最善の利益に反する場合にはこの限りではなく、他の適切な成人が通知を受ける。本項の適用上、18歳未満の者は、児童として見なされる。

3. 構成国は、以下のようなやむを得ない特別の事情に照らして正当化されるときは、1項および2項に定める権利の保障を一時的に停止することができる。

(a) 人の生命、自由または身体の高潔性を害する重大な結果を回避するために緊急な必要性があるとき、

(b) 刑事手続を危険にさらす状況を防止するために緊急な必要性があるとき。

4. 構成国が2項に定める権利の保障を一時的に停止する場合には、児童の保護または福祉に責任を有する機関は、児童の身体の自由のはく奪を不当に遅らせることなく、その旨通知を受けるよう確保する。

#### 第6条 身柄を拘束されている間、第三者と連絡する権利

1. 構成国は、身柄を拘束されている被疑者、被告人が親族等の自らが指名する少なくとも一人の第三者と不当な遅滞なく連絡する権利を有するよう確保する。

2. 構成国は、やむを得ない必要性または適切な実際的な必要性に鑑みてこの権利の行使を制限または延期することができる。

#### 第7条 領事当局と連絡する権利

1. 構成国は、自国民ではない被疑者、被告人の身柄が拘束されており、また自ら希望する場合には、不当な遅延なく身柄拘束に

ついてそれらの者の国籍国の領事機関に通知してもらい、これらの機関と連絡する権利を有することを確保する。ただし、被疑者、被告人が2重または多重国籍者である場合には、身柄拘束についてどの機関と連絡を希望するかを選択することができる。

2. 被疑者、被告人は、領事機関との間の合意に従い、かつ本人の希望に応じて、国籍国の領事当局の訪問を受け、または会話し、連絡し、また法的代理人を選任してもらう権利を有する。

3. 本条の権利の行使は、国内法の規定および手続により定められる。ただし、それらの法と手続は、これらの権利の目的に十分な効果を与えることができることを条件とする。

#### 第8条 一時的な権利の保障停止を適用するための一般的条件

1. 第3条5項、第3条6項および第5条3項に基づく一時的な権利の保障停止は、以下の諸条件に従う。

(a) 比例的であり、必要な範囲を越えないこと、

(b) 時間的に厳格に制限されていること、

(c) 容疑とされる犯罪の種類または重大性に専ら基づいてはならないこと、かつ

(d) 訴訟手続の全般的な公平性に予断を与えないこと。

2. 第3条5項および第3条6項に基づく一時的な権利の保障停止措置は、司法機関またはその決定が司法審査に服することを条件として、その他の機関のいずれかによって、事案ごとについてとられた十分に合理的な理由のある決定によってのみ認めることが



できる。十分な理由のある決定は、当該国の法律に従って記録される。

3. 第5条3項に基づく一時的な権利の保障停止措置は、司法機関または司法審査に服することを条件として、その他の機関のいずれかによって、専ら事案毎の事情に基づいてのみ承認することができる。

#### 第9条 放棄

1. 弁護人の義務的な立会または援助を必要とする国内法の適用を妨げることなく、構成国は、本指令の第3条および第10条に定める権利のいずれかの放棄に関連して、以下の点を確保する。

- (a) 被疑者、被告人は、当該権利の内容およびその放棄の予想される結果について分かり易くかつ理解できる言語により明確かつ十分な情報を口頭または書面において提供されていること、
- (b) 放棄は、自発的かつ明確になされること。

2. 放棄は、書面または口頭で行うことができ、放棄が認められた状況とともに、書面化し、関係国の国内法に従って記録される。

3. 構成国は、後の刑事手続中のいずれの時点でも放棄を撤回することが可能であり、かつ被疑者、被告人がその可能性について知らされることを確保する。放棄の撤回は、放棄が行われた時から効力を生じる。

#### 第10条 ヨーロッパ逮捕状手続における弁護人の援助を受ける権利

1. 構成国は、理事会枠組決定2002/584/JHAに従った引渡の請求をされている者が、ヨーロッパ逮捕状に従って逮捕された時に、

執行国において弁護人の援助を受ける権利を有することを確保する。

2. 執行国における弁護人の援助を受ける権利の内容については、被請求人は、当該構成国において以下の諸権利を有する。

- (a) 自己の権利を効果的にかついずれの場合でも身柄拘束の後不当な遅滞なく、行使することができるような時間と方法において、弁護人の援助を受ける権利、
- (b) 自らを代理する弁護人と接見しかつ連絡する権利、
- (c) 国内法の手続に従って、執行国の司法機関により被請求人の聴聞が行われる間、これに出廷し、自己の弁護人に立ち会ってもらえる権利。弁護人がこの審理に参加する場合には、国内法に従って記録される。

3. 本指令の第4条、第5条、第6条、第7条、第9条および（第5条3項に基づく一時的な停止が適用される場合には）第8条は、執行国におけるヨーロッパ逮捕状の手続にも必要な変更を加えて（*mutatis mutandis*）適用される。

4. 執行国の権限ある当局は、身柄拘束後、不当な遅滞なく、発給国における弁護人を任命する権利を有することを被請求人に通知する。発給国の弁護人の役割は、理事会枠組決定2002/584/JHAに基づき被請求人の権利の実効的な行使のために執行国の弁護人に情報を提供することにより、支援し、助言を与えることとする。

5. 被請求人がこの権利を行使しようと望んでも、発給国内に弁護人が未だ選任されていない場合には、執行国の権限ある当局は、発給国の権限ある当局に速やかにその旨通

知する。当該構成国の権限ある当局は、弁護人の選任に当たり被請求人を支援するための情報を提供する。

6. 被請求人が発給国における弁護人を選任する権利は、理事会枠組決定 2002/584/JHA に定められた期限または執行国の当局が同枠組決定に定められた期限と条件に従って、当該被請求人を引き渡すか否かを決定する義務を害するものではない。

#### 第 11 条 法律扶助

本指令は、基本権憲章およびヨーロッパ人権条約に従って適用される、法律扶助に関する国内法の目的を妨げるものではない。

#### 第 12 条 救済手段

1. 構成国は、刑事手続における被疑者、被告人およびヨーロッパ逮捕状の手続における被請求人に対して、本指令に基づく権利が侵害された場合には、国内法に基づき実効的な救済手段を得られるよう確保する。

2. 証拠の許容性に関する国内の法制度を妨げることなく、構成国は、刑事手続において被疑者、被告人が行った供述もしくは弁護を受ける権利に違反した獲得された証拠の評価にあたって、またはこの権利の一時的な保障停止が 3 条 6 項に従って承認されていた場合には、防禦権および訴訟手続の公正さが尊重されることを確保する。

#### 第 13 条 弱者 (vulnerable persons) の保護

構成国は、本指令の適用に当たって、弱者である被疑者、被告人の特別の必要性を配慮することを確保する。

#### 第 14 条 縮小的解釈の制限 (non-regression)

本指令は、基本権憲章、ヨーロッパ人権条約およびその他の国際法の関連規則またはより高次の保護を提供している構成国の法の下で保障される権利および手続的保障を制限しまたはその適用を免れるように解釈されることはない。

#### 第 15 条 国内法への転換

1. 構成国は、2016 年 11 月 27 日までに本指令に従って必要な法、規則および行政規定を施行するものとする。構成国は、これらにつき直ちに委員会に通知する。

2. 構成国が、これらの措置を採った場合、本指令への言及を含ませるかまたは公式に刊行する際に指令に言及するものとする。構成国は、それらの参照措置を定める。

3. 構成国は、本指令の対象となる分野において採用する国内法上の措置の条文規定を委員会に通知する。

#### 第 16 条 報告

委員会は、2019 年 11 月 28 日までに、構成国が 8 条 1 項および 2 項に関連して 3 条 6 項の適用の評価を含めて、本指令を実施するためにいかなる範囲の措置を採択したのか (必要に応じて法律案を含め) を評価する。

#### 第 17 条 効力発生

本指令は、EU 官報に登載された日から 20 日後に効力を生じる。

#### 第 18 条 送達

本指令は基本条約に従って構成国に送達さ

れる。

2013年10月22日

注

- 1) OJ C 295, 4.12.2009, p.1.
- 2) OJ C 115, 4.5.2010, p.1.
- 3) OJ L 280, 26 10.2010, p.1.
- 4) OJ L 142, 1.6.2012, p.1.
- 5) OJ L 190, 18.7.2002, p. 1.